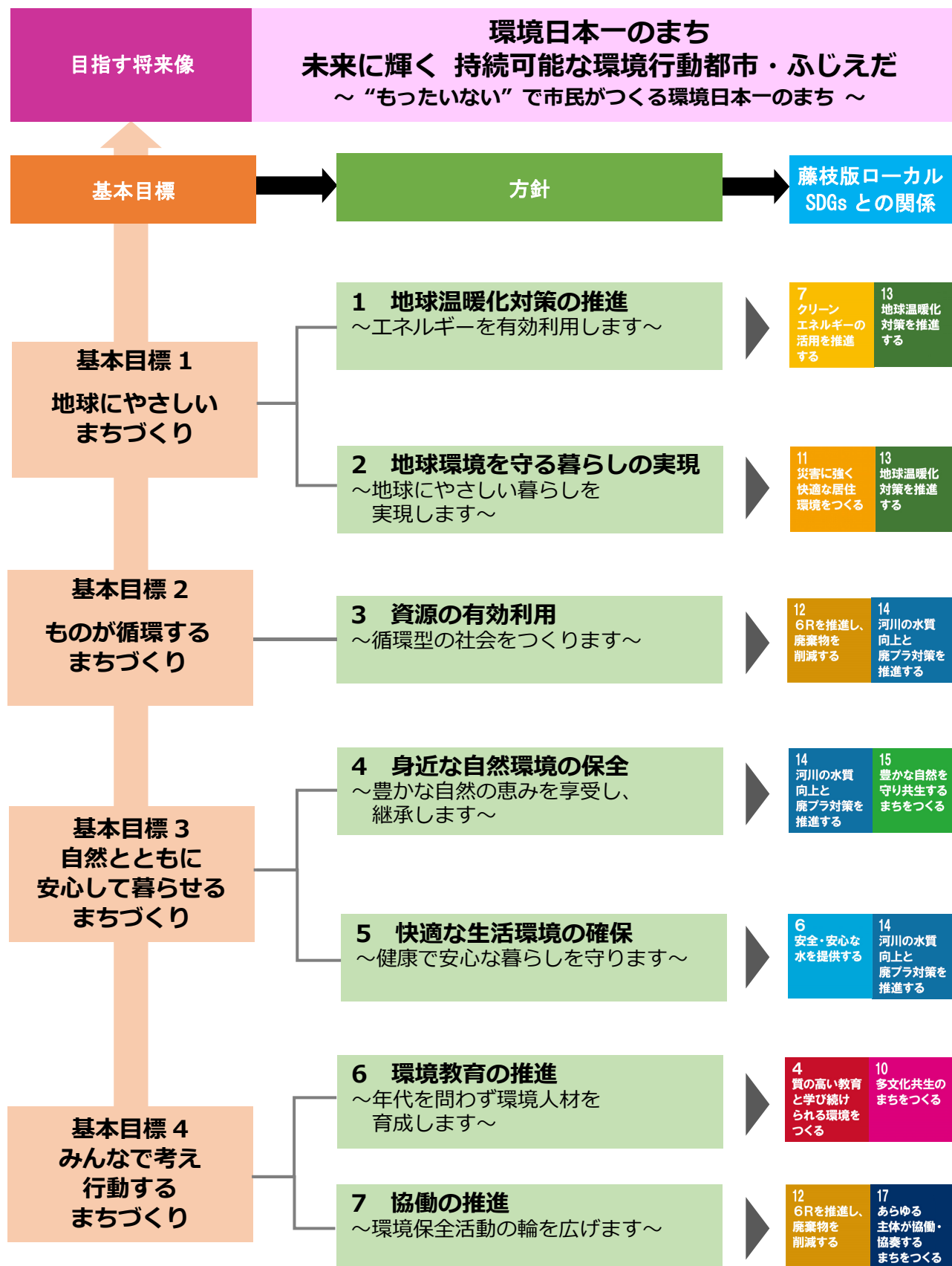


第4章

目標達成に向けた 方針と取組

- 方針1 地球温暖化対策の推進
- 方針2 地球環境を守る暮らしの実現
- 方針3 資源の有効利用
- 方針4 身近な自然環境の保全
- 方針5 快適な生活環境の確保
- 方針6 環境教育の推進
- 方針7 協働の推進

第3次藤枝市環境基本計画の体系図



藤枝版ローカル SDGs

本市では、2015（平成27）年9月に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する本市独自の17の目標である藤枝版ローカルSDGsの実現を通じて、国際社会への貢献を果たしていきます。

※資料編1（P.70）参照

1 誰かが自立して暮らせるまちをつくる	2 食の安全を守り、持続可能な農業をつくる	3 誰もが健康で元氣なまちをつくる	4 質の高い教育と学び続けられる環境をつくる	5 女性が集まり活躍するまちをつくる	6 安全・安心な水を供給する
7 クリーンエネルギーの活用を推進する	8 力強い地域産業と多様な働き方を生み出す	9 変革を生み出す産業基盤をつくる	10 多文化共生のまちをつくる	11 災害に強く快適な居住環境をつくる	12 6Rを推進し、廃棄物を削減する
13 地球温暖化対策を推進する	14 河川の水質向上と廃プラ対策を推進する	15 豊かな自然を守り共生するまちをつくる	16 平和で安心して暮らせるまちをつくる	17 あらゆる主体が協働・協賛するまちをつくる	



方針 1

基本目標 1 ▶地球にやさしいまちづくり

地球温暖化対策の推進

地球温暖化による気温上昇は今後も進むと予測されていることから、パリ協定や国の地球温暖化対策計画の目標達成に向けた温室効果ガス排出量の削減が必要です。そのため、さらなる省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進を行います。

また、進行しつつある地球温暖化に対応していくため、気候変動への適応策を同時に推進します。



浄化センターの太陽光パネル

取組の方向	行政の取組
①地球温暖化防止の取組の推進	○ 地球温暖化対策に資する国民運動「COOL CHOICE」や本市が認証を取得しているエコアクション 21 の取組を推進するとともに、市域内で発生する温室効果ガス排出量を算定し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
②家庭や事業所における再生可能エネルギー・省エネルギーの導入支援	○ 家庭に対しては、災害に対する強靱性を高めるとともに再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を促進するため、AI を活用した太陽光発電システムや蓄電池、省エネルギー住宅などの導入支援、節電キャンペーンの実施を行います。 ○ 事業者に対しては、設備投資資金を借入れた場合の利子補給や省エネルギーセミナーの開催などにより、再生可能エネルギー・省エネルギーの導入を支援します。
③公共施設における再生可能エネルギー・省エネルギーの率先導入	○ 公共施設への再生可能エネルギー・省エネルギーを率先導入するほか、市がイベントなどで消費する電力については、再生可能エネルギーのグリーン電力証書の購入により、カーボンオフセットを行います。
④気候変動への適応策の推進	○ 進行する気候変動に対応するため、「静岡県気候変動適応センター」（静岡県環境衛生科学研究所）と連携しながら、農林業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関する適応の取組を推進します。

※地球温暖化対策については、「第5章 第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・藤枝市気候変動適応計画」も参照してください

～エネルギーを有効利用します～

7
クリーン
エネルギーの
活用を推進
する

13
地球温暖化
対策を推進
する

環境指標： 市域全体における温室効果ガス排出量

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
市域全体における温室効果ガスの年間排出量	千 t-CO ₂	1,030.7 (H28 排出量)	896.5 (R4 排出量)	785.1 (R9 排出量)

※2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減を達成するため、国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画に基づき、目標を設定しました。

※温室効果ガスの算定は3年前のデータとなるため、中間目標を2022（令和4）年度、目標を2027（令和9）年度としました。

市民の取組	事業者の取組
○ COOL CHOICE の取組を進めるなど、温室効果ガスの排出抑制に努めます。	○ COOL CHOICE の取組を進めるなど、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
○ 太陽光発電や太陽熱利用機器などの再生可能エネルギー、省エネルギー設備、蓄電池などの導入を行います。 ○ 家電製品の買い替えの際は、エネルギー効率の良い製品を選んで購入します。 ○ スマートハウス・ZEH などの導入を検討します。 ○ 節電など身近な省エネルギーに取り組みます。	○ 太陽光発電や太陽熱利用機器などの再生可能エネルギー、省エネルギー設備、蓄電池などの導入を行います。 ○ 燃料電池、天然ガスコージェネレーションの導入によるエネルギーの有効活用を検討します。 ○ スマートビル・ZEB などの導入を検討します。 ○ 節電など身近な省エネルギーに取り組みます。
○ 再生可能エネルギー・省エネルギー施設として先進的な事業所や公共施設などを見本として、家庭への導入を検討します。	○ 再生可能エネルギー・省エネルギー施設として先進的な事業所や公共施設などを見本として、事業所への導入を検討します。
○ ハザードマップなどの防災マップに目を通し、自然災害に対する防災・減災の意識を高めます。 ○ 猛暑時には屋外での活動を控えるとともに、涼しい軽装、クールビズで行動します。 ○ 蚊やダニなどをはじめとする感染症の危険が高まる可能性を踏まえて、情報収集や対策をします。 ○ グリーンカーテンの設置を推進します。	○ 高温条件下でも収量や品質が維持できる品種の導入や栽培技術の改良、栽培適地の移動などを図ります。 ○ 猛暑時には屋外での活動を控えるとともに、涼しい軽装、クールビズで行動します。 ○ 気候変動に対応した事業継続計画（BCP）の策定に努めます。 ○ 雨水の流出抑制・浸透施設の設置に努め、河川の流量負荷の軽減を図ります。 ○ グリーンカーテンの設置を推進します。

方針 2

基本目標 1 ▶地球にやさしいまちづくり

地球環境を守る暮らしの実現

地球にやさしい暮らしや事業活動を実現するため、「My COOL CHOICE in (マイ クールチョイス イン) ふじえだ」やエコアクション 21 の認証取得などの取組をさらに推進します。

また、交通渋滞が多く発生しているため、より環境負荷の少ない電気自動車などへの転換、自動車から公共交通機関への利用転換を図ります。



環境優良事業所への顕彰楯の贈呈

取組の方向	行政の取組
① ライフスタイル転換の促進	○ 環境に対する意識を高めるため、My COOL CHOICE in ふじえだの普及啓発、環境マイレージ制度やエコファミリー宣言、ライトダウンキャンペーンなどのイベントを提案及び周知し、市民のライフスタイルの転換を促進します。
② 環境に配慮した事業活動の促進	○ 中小企業のエコアクション 21 認証取得への支援、環境優良事業所としての顕彰、環境活動レポートの公開などにより、環境に配慮した事業活動の促進を図ります。 ○ テレワークなど、環境負荷の低減効果が期待される働き方の導入を推進します。 ○ 環境保全に効果の高い農業に取り組む農業者を支援します。
③ 公共交通や低公害車の利用促進	○ 交差点の整備などによる渋滞の緩和、歩道整備による自転車利用の推進、ノーカーデーの推進、公用車の交換時期に合わせた低公害車への更新など、公共交通や低公害車の利用を促進します。
④ 地産地消の促進	○ フードマイレージ削減に関する普及啓発の実施、ふじえだグリーン商品券による地産地消の促進を図ります。

※地球温暖化対策については、「第5章 第2次藤枝市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・藤枝市気候変動適応計画」も参照してください。

～地球にやさしい暮らしを実現します～

11
災害に強く
快適な居住
環境をつくる13
地球温暖化
対策を推進
する

環境指標： 家庭からの1人1日当たりの二酸化炭素排出量

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
家庭から出る二酸化炭素の1人1日当たりの排出量	g-CO ₂	5,494.6 (H28 排出量)	4,600.9 (R4 排出量)	3,737.4 (R9 排出量)

※2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減を達成するため、国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画に基づき、目標を設定しました。

※温室効果ガスの算定は3年前のデータとなるため、中間目標を2022（令和4）年度、目標を2027（令和9）年度としました。

市民の取組	事業者の取組
○ My COOL CHOICE in ふじえだに基づく環境にやさしい生活に努めます。 ○ エコファミリー宣言や環境マイレージ制度に積極的に参加・協力します。 ○ クールビズやウォームビズ、グリーン購入に努めます。	○ My COOL CHOICE in ふじえだに基づく環境にやさしい事業活動に努めます。 ○ ライトダウンキャンペーンや環境関連イベントなどに積極的に参加・協力します。 ○ クールビズやウォームビズ、グリーン購入に努めます。
	○ 事業活動において環境マネジメントシステム（エコアクション21やISO14001）の導入を行います。 ○ テレワークなど、環境負荷の低減効果が期待される働き方の導入を検討します。 ○ 環境保全に効果の高い農業に取り組みます。
○ アイドリングストップや急発進急加速をしないエコドライブに努め、ノーカーデーの取組に参加します。 ○ 移動時の交通手段を見直し、公共交通機関などを積極的に利用します。	○ アイドリングストップや急発進急加速をしないエコドライブに努め、ノーカーデーの取組に参加します。 ○ 移動時の交通手段を見直し、公共交通機関などを積極的に利用します。
○ 地場産品、地元の農林産物の購入に努めます。	○ 地場産品、地元の農林産物の生産・販売・購入に努めます。

方針 3

基本目標2 ▶ものが循環するまちづくり

資源の有効利用

本市は、1人1日当たりのごみ排出量が全国的にも少ない自治体であるため、今後も分別収集を継続し、最上位を目指して減量していきます。特に燃やすごみの中に生ごみや紙、プラスチック類が多く混入していることや、生ごみの分別収集地区を増やしていくことなどの課題があることから、廃プラスチックや食品ロスの問題も含めて対策を検討して取り組みます。さらに、(仮称)クリーンセンターの廃熱等を利用した施設等の整備を行います。

ごみのポイ捨てやペットのマナーについては、市民意識調査の結果でも市に期待する施策の上位にあげられていることから、清掃活動の実施やマナー啓発などを行い推進します。



取組の方向	行政の取組
① 6R の推進	○ 静岡県や志太広域事務組合、企業、各種団体などと協働して従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）にリフューズ、リターン、リカバーを加えた 6R を推進します。特に(仮称)クリーンセンターを 6R の推進の拠点として活用します。 ○ 生ごみや容器包装プラスチック、木くず、紙類などの分別収集を進めるとともに、生ごみ処理機やディスポーザに対する普及促進により処分量の減量を推進します。
② 生ごみ資源化事業の展開	○ 生ごみについては、分別世帯数を増加させ、浄化センターで下水汚泥に混入させて処理することも並行して行い、発生する消化ガスを大幅に増加させ収益の増加につなげます。このために民間3社と締結した「生ごみの資源化に関する連携協定」により、それぞれのノウハウを存分に活かした事業を展開します。
③ 廃プラスチック・食品ロス問題への対応	○ 「官民協働廃プラ・食品ロス対策会議」が中心となり、廃プラスチック・食品ロスゼロの実現に向けて、海洋の自然生態系にも影響を与える使い捨てプラスチックの削減や、ポイ捨て防止、食べ物を無駄にしない意識の醸成、食べられる食品が廃棄されない取組及び次世代を担う子供たちの未来のために持続可能な社会づくりに取り組みます。
④ 廃棄物の適正処理の推進	○ し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集し、適正に処理するとともにリサイクルを推進します。 ○ (仮称)クリーンセンターについては、施設整備に向けた取組を行います。 ○ 市職員や環境衛生自治推進協会委員、環境美化推進員の協力により、不法投棄、散乱ごみの収集及び監視パトロールを行います。
⑤ まち美化の促進	○ イベントにおけるごみの持ち帰りの啓発、ごみゼロ運動に合わせた一斉清掃の実施などを推進します。

～循環型の社会をつくります～

12
6Rを推進し、
廃棄物を
削減する

14
河川の水質
向上と
廃プラ対策を
推進する

環境指標： ごみの1人1日当たりの排出量

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
本市から出るごみの1人1日当たりの排出量	g	690.1 (H30 排出量)	682.8 (R6 排出量)	678.3 (R11 排出量)

※「循環型社会形成推進地域計画」により目標を設定しました。

市民の取組	事業者の取組
○ 6R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバー）に取り組めます。 ○ 適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます。	○ 6R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リターン、リカバー）に取り組めます。 ○ 適正なごみの分別と排出マナーの向上に努めます。
○ 生ごみの発生抑制に努め、分別収集・資源化に協力します。	○ 生ごみの発生抑制に努め、資源化に協力します。
○ マイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参や使い捨て商品の使用自粛などにより、廃プラスチックを削減します。 ○ 食べ残し削減やフードドライブなどの食品ロスの削減に協力します。	○ マイバッグ、マイボトル、マイ箸の持参の啓発や使い捨てプラスチック製品の使用抑制に努め、廃プラスチックの環境への排出削減を図ります。 ○ 食べ残し削減やフードドライブなどの食品ロスの削減に協力します。
○ 不法投棄は行わないように関係法令を遵守します。	○ 不法投棄は行わないように関係法令を遵守します。
○ ポイ捨ての禁止、ごみの持ち帰り、清掃活動などを実践します。	○ ポイ捨ての禁止、ごみの持ち帰り、清掃活動などを実践します。

方針
4

基本目標3 ▶自然とともに安心して暮らせるまちづくり

身近な自然環境の保全

市内の人工林の多くが伐採適期にあります。管理が行き届いていないため、森林の適正管理を推進します。また、耕作放棄地や竹林の拡大、野生鳥獣による農業被害が出ているため、農地・竹林、野生鳥獣の適正管理を推進します。

絶滅のおそれのある動植物が確認されているほか、野生動植物の重要生息・生育地があるため、これらの保護・保全が必要です。それと同時に、特定外来生物をはじめとした多くの外来種の分布が確認されており、在来種への影響が懸念されることから、外来種の防除が必要です。そのため、生物多様性の保全に向けた施策を推進します。また、人と自然とのふれあいの場については、環境教育や観光に活かしていきます。



水生生物教室

取組の方向	行政の取組
①森林や里山、農地の保全・管理	○ 人工林の間伐支援や森林施業の集約化、市民の森の維持管理、市民が森に親しむイベントの開催などにより、森林の保全・管理を行います。 ○ 里山については、竹林伐採及び植栽による林種転換を実施する事業主体への支援、市民参加による若竹刈りイベントの実施など、放置竹林の解消を図ります。 ○ 農地の流動化の推進による耕作放棄地の解消及び営農再開に向けた取組を支援するとともに、有害鳥獣による農作物などへの被害軽減のため、防獣害フェンス原材料の支給などを行います。
②緑化の推進	○ 公園・緑地の適正管理、土地利用事業における公園・緑地の設置などを推進するとともに、「ふじえだ花回廊基本構想」に基づき、市民総ぐるみの花のまちづくりを推進します。 ○ 「藤枝市緑の基本計画」に基づき、グリーンカーテンコンテストの実施、公共施設へのグリーンカーテンの設置、生垣づくりに対する支援や、緑化木・花の種の配布などにより、緑視率の向上、緑化の推進を図ります。
③水辺環境の保全と整備	○ 親水性のある用水路の整備や、河川環境・河川空間の保全・創造を図ります。河川海岸統一美化運動の推進や、市民が行う川の美化・清掃活動に対する支援を行うほか、水辺環境への関心を高めるための水生生物教室の開催、地域団体との連携による青池の保全などを行います。
④生物多様性・動物愛護・自然環境保全活動の推進	○ 生物多様性についてウェブサイトなどによる啓発・注意喚起を行います。また、生物多様性の保全とともに人々の暮らしの中で生態系を守りつつ利用していけるような社会的仕組みの方向性を示した「生物多様性地域戦略」の策定に向けた検討を行います。 ○ 野良ねこを減少させるため、避妊去勢手術など「地域猫の会」の活動を推進します。 ○ グリーン・ツーリズム推進団体への育成・活動支援、ウェブサイトなどによるイベントの情報発信を行うほか、市民や観光客が自然に親しみ、うるおい・やすらぎを感じられるような催しの開催、市内ハイキングコースの補修工事、優良田園住宅整備などの自然と共生する生活スタイルの推進を図ります。

～豊かな自然の恵みを享受し、継承します～

14 河川の水質 向上と 廃プラ対策を 推進する	15 豊かな自然を 守り共生する まちをつくる
--------------------------------------	----------------------------------

環境指標：緑化推進への年間取組件数

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
グリーンカーテンコンテストなどの参加者・参加団体数、生垣づくりに対する支援件数、緑化木配布件数の合計	件	494	550	600

※緑化の推進により、緑と緑をつなぐ空間を創出することで、生物多様性及び地球温暖化に寄与します。

市民の取組	事業者の取組
○ 森林の適正管理にボランティアとして参加します。 ○ 竹林や農地の適正な管理、竹材を利用した製品の販売・購入に努めます。 ○ 環境保全型農業による農産物の購入に努めます。	○ CSR 等を通して森林の適正管理に努めます。 ○ 竹林や農地の適正な管理、竹材を利用した製品の販売・購入に努めます。 ○ 防獣害フェンスの設置などにより、有害鳥獣の被害を未然に防止します。
○ 鉢やプランターなども活用しながら、樹木や花の栽培による住宅地の緑化を進めます。 ○ ヒートアイランド防止のため、屋上緑化・壁面緑化などの導入を検討します。 ○ グリーンカーテンコンテストに参加します。	○ 鉢やプランターなども活用しながら、樹木や花の栽培による事業所の緑化を進めます。 ○ ヒートアイランド防止のため、屋上緑化・壁面緑化などの導入を検討します。 ○ グリーンカーテンコンテストに参加します。
○ 河川愛護活動に参加します。	○ CSR 等を通して河川愛護活動に努めます。
○ 生物多様性についての情報の収集、提供に努めます。 ○ 外来生物の繁殖拡大防止に協力します。 ○ ペットの適正飼育、地域猫の取組に協力します。 ○ 自然環境学習に積極的に参加します。	○ 生物多様性についての情報の収集、提供に努めます。 ○ 外来生物の繁殖拡大防止に協力します。 ○ グリーン・ツーリズムの推進に協力します。

方針
5

基本目標3 ▶自然とともに安心して暮らせるまちづくり

快適な生活環境の確保

河川の下流部では、環境基準を超過している場所や、水生生物による水質判定できない水と判定される場所があるため、今後も生活・事業排水の適正な処理を推進します。また、現在は環境基準を超過する事例はありませんが、過去に発生した重金属やダイオキシン類の環境基準超過箇所を含め、今後も継続して監視をしていきます。今後は地球温暖化による集中豪雨の増加などに対応する治水対策の強化や、雨水の有効利用や節水など健全な水環境の確保に向けた取組のより一層の強化を図ります。

市内には、貴重な歴史的文化的遺産や、美しく歴史を感じることができる自然景観や歴史的景観が残されているため、これらの歴史・文化資源や景観資源を継承していきます。



取組の方向	行政の取組
①大気・水質保全と環境対策の推進	○ 大気汚染物質や酸性雨、河川の BOD や有害物質（環境ホルモン）の水質検査、事業所排水の立入検査、ダイオキシン類の測定などを行い、大気や水質を監視します。 ○ 公共工事においては排出ガス対策型重機を利用するとともに、公共事業では大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。
②生活排水対策の推進	○ 公共下水道、農業集落排水施設、地域污水处理施設、合併処理浄化槽の整備促進により、生活排水を適正に処理します。公共下水道・農業集落排水地区の未加入世帯へは加入促進を行うとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え促進や浄化槽の維持管理の啓発を行います。
③水資源の保全と有効利用	○ 農業用排水施設の機能向上、調整池・雨水貯留浸透施設の普及による雨水調整や地下水涵養への効果を図るとともに、静岡県地下水の採取に関する条例に基づく地下水採取の適正化を図り、水資源を保全します。 ○ 中期経営計画の進行管理、水道利用者への情報提供と利便性の向上、水道施設における電力使用のピークカットによる電気料金削減などにより、安定した水の確保と供給を行います。
④健康被害防止の徹底と指導	○ 騒音規制法や条例による規制や指導を実施するとともに、自動車騒音の実態調査、舗装修繕工事による路面改良、市街地工事における低騒音・低振動対策型重機の利用を推進します。
⑤歴史的文化的伝統や景観の保全	○ 指定文化財天然記念物を保護・保存するとともに、旧東海道の歴史的景観を伝える松並木の維持管理、歴史に関する各種講座を開催します。 ○ 景観計画を推進して景観に配慮したまちづくりを行うとともに、景観を阻害する恐れのある管理不全の空き家の発生を抑制するために、空き家の利活用や解体・除却に対する支援を行います。

～健康で安心な暮らしを守ります～

6 安全・安心な
水を提供する

14 河川の水質
向上と
廃プラ対策を
推進する

環境指標： 水質汚濁に係る環境基準達成率

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
BOD 環境基準達成数/県指定河川の調査箇所数×100	%	71.4	85.7	100

※県が指定する水質汚濁の環境基準測定地点に基づいて調査を実施します。

※環境基準の適否に複数回の測定結果における75%値を用います。

市民の取組	事業者の取組
○ 家庭からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。	○ 事業所や工事からの大気汚染や水質汚濁の防止に努めます。 ○ 有機肥料の使用や低農薬に努めます。
○ 公共下水道、農業集落排水処理施設への早急な接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。	○ 公共下水道、農業集落排水処理施設への早急な接続、合併処理浄化槽への転換を進めます。
○ 雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の導入に努めます。 ○ 水源かん養林の保護、育成に協力します。 ○ 節水や水の再利用に努めます。	○ 雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の導入に努めます。 ○ 水源かん養林の保護、育成に協力します。 ○ 節水や水の再利用に努めます。
○ 家庭からの悪臭や騒音の防止に努めます。	○ 事業所からの悪臭や騒音の防止に努めます。 ○ 化学物質の適正管理に努めます。
○ 歴史的文化的環境の保全に協力し、伝統文化の継承を支援・協力します。 ○ 地域特性に配慮したまち並みづくりに協力します。	○ 歴史的文化的環境の保全に協力し、伝統文化の継承を支援・協力します。 ○ 地域特性に配慮したまち並みづくりに協力します。

方針 6

基本目標4 ▶みんなで考え 行動するまちづくり

環境教育の推進

本市では、学校などを中心に環境教育・環境学習が行われているものの、今後は大人や事業所などあらゆる場所や年代を通じた系統的な環境教育・環境学習を推進します。

また、市民意識調査で過去よりも満足度の下がった環境情報の内容を再度検討し、情報発信・収集の取組を推進していきます。

さらに、藤枝環境管理センター、(仮称)クリーンセンターなどに環境学習施設を整備して、環境教育拠点としての活用を図ります。



親子環境ツアー

取組の方向	行政の取組
① 子供や学生を対象とした環境教育の推進	○ 体験型環境プログラムの実施、講師の派遣、学習用副読本の作成・配布、学校図書館での環境コーナーの設置などにより、子供への環境教育を推進します。また、市内高校生を対象とした海外研修や静岡産業大学の冠講座での環境教育などを行います。
② 大人を対象とした環境教育の推進	○ 環境に関する専門知識を持ち、地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民（エコマイスター）を育成するとともに、各種講座を地区交流センターと連携して実施します。 ○ 環境に関する出前講座の実施、家庭教育学習における環境関連の学習会・施設見学の開催を行うほか、環境に携わる資格等の案内を行います。
③ 環境情報の発信	○ 環境に関してウェブサイトやパネル展示による情報発信及び紹介、「ふじえだの環境」の冊子の作成・公表、ポスターの掲示、環境関連資料の配置、キャンペーン PR チラシの配布、環境に関する図書の紹介・展示などにより、環境情報を発信します。

コラム



エコマイスター育成事業

本市では、環境に関する専門知識を持ち、地域の中で環境意識の向上・啓発・指導ができる人材となる市民を育成する「エコマイスター育成事業」を2014（平成26）年度から実施しており、2019（令和元）年度までに74人のエコマイスターが登録されています。今後は、「学び」から「行動」につなげる取組を強化するため、エコマイスターが活動する場の提供、環境学習プログラムを実施していきます。

～年代を問わず環境人材を育成します～

4 質の高い教育
と学び続け
られる環境を
つくる

10 多文化共生の
まちをつくる

環境指標：環境学習講座の年間参加者の割合

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
見学会等の各種体験型環境学習講座に参加した人数の割合	%	1.8	1.9	2.0

※本市の総人口は減少すると推計されていることから、人口に対する割合で目標を設定しました。

市民の取組

- 学校の環境教育に積極的に参加します。
- 家庭においても積極的な環境教育・環境学習に努めます。
- エコマイスター育成研修に参加・協力します。
- 環境に関する出前講座を活用します。
- リーダー養成講座や研修会などに積極的に参加します。
- 環境についての情報を広く収集します。

事業者の取組

- 学校の環境教育に積極的に参加します。
- 事業所においても積極的な環境教育・環境学習に努めます。
- エコマイスター育成研修に参加・協力します。
- 自治体イニシアティブプログラムや省エネルギー活動セミナーなどに積極的に参加します。
- 様々なツールを活用して積極的に情報を発信します。
- 環境活動レポート等を公表します。



放課後児童クラブにおける環境学習講座



アースキッズチャレンジ

方針
7

基本目標4 ▶みんなで考え 行動するまちづくり

協働の推進

本市で推進している「もったいない運動」を今後も継続的に推進し、“もったいない”の精神を次の世代へと引き継いでいきます。

また、市民団体などの実施する活動を支援し、環境保全活動を市全体に広めていきます。



取組の方向	行政の取組
① もったいない運動の推進	○ 市民団体との協働により環境イベント「環境フェスタ“もったいない”」「“もったいない”市民のつどい」を開催するとともに、小学生を対象とした環境ポスターコンクールの実施、こどもエコクラブへの支援をすることで、「もったいない運動」を推進します。 ○ 環境活動に取り組む市民団体・事業所を登録し、環境に関する情報ネットワーク（藤枝もったいない倶楽部）を広げます。
② 環境保全活動の推進	○ 藤枝市環境保全協議会、藤枝もったいない倶楽部の登録団体、市民団体、市民などの自主的な環境保全活動に対する支援を行います。 ○ 公園や道路などの公共施設を市民協働により管理する「まち美化里親制度」を推進します。

コラム



藤枝もったいない倶楽部 環境活動支援制度

本市では、「藤枝市もったいない運動」を、市民一人ひとりが実践する活動へと広げていくため、「藤枝もったいない倶楽部」を創設しています。会員になると、環境情報や環境活動の開催状況などの情報を得たり、発信したりすることができます。さらに、藤枝もったいない倶楽部に登録している団体がもったいない運動を推進するため、市民を公募により集め、環境活動を実施する場合、その実施に必要な経費を支援する「藤枝もったいない倶楽部環境活動支援制度」も活用できます。この制度を利用できる環境活動は、環境学習、環境保全活動、自然観察、体験教室などです。

～環境保全活動の輪を広げます～

12
6Rを推進し、
廃棄物を
削減する

17
あらゆる
主体が協働・
協賛する
まちをつくる

環境指標： 環境保全活動の年間参加者の割合

指標の定義	単位	現状 (R1)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
1年間に開催される環境保全活動への参加者の割合	%	10.5	10.8	11.1

※本市の総人口は減少すると推計されていることから、人口に対する割合で目標を設定しました。

市民の取組

- もったいない運動に積極的に参加、協力します。
- こどもエコクラブや藤枝もったいない倶楽部への積極的な参加に努め、環境活動に取り組みます。
- 町内会や市民団体、NPO などによる環境教育、環境学習、環境美化保全活動に積極的に参加します。
- 「まち美化里親制度」に登録します。

事業者の取組

- もったいない運動に積極的に参加、協力します。
- 藤枝もったいない倶楽部への積極的な参加に努め、環境活動に取り組みます。
- 町内会や市民団体、NPO などによる環境教育、環境学習、環境美化保全活動に積極的に参加します。
- 環境ネットワークの形成に参加、協力します。
- 「まち美化里親制度」に登録します。



コラム



6R 県民運動

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるとして、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模での喫緊かつ重要な課題となっています。静岡県では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止する 6R 県民運動を推進しています。ごみ削減に必要な従来の 3R に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たな 3 つの R を加えて、本県独自の「6R（ろくあーる）」とし、その実践に県民総参加で取り組むこととしています。

- ①Reduce（リデュース）：減らす
- ②Reuse（リユース）：繰り返し使う
- ③Recycle（リサイクル）：資源として再び利用する
- ④Refuse（リフューズ）：断る（ことわあ〜る）
- ⑤Return（リターン）：持ち帰る
- ⑥Recover（リカバー）：清掃活動へ参加する



【資料：静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」基本方針】

コラム



官民連携による廃プラ・食品ロス対策の推進

本市では、2019（令和元）年度に市や企業の担当者、市民などの代表者による「藤枝市官民協働廃プラ・食品ロス対策会議」を組織し、廃プラスチックと食品ロス問題について、情報交換・意見交換を行いました。今後も官民が連携し、河川ごみ実態調査の実施や 6R の推進などによる廃プラスチック対策、食べ残しの削減やフードバンクの活用、生ごみの資源化などによる食品ロス対策を推進していきます。



藤枝市官民協働廃プラ・食品ロス対策会議

コラム



浄化センターにおける消化ガスによる発電

本市では、「日本一の環境行動都市」の実現を目指した取組の一環として、県内で初めて、浄化センター汚泥処理工程で発生する消化ガスを使い、経済産業省の固定価格買取制度（FIT）を活用した発電事業を、2017（平成 29）年 11 月 1 日に開始しました。浄化センターの再生可能エネルギーの発電設備は、屋根貸し事業として導入した太陽光発電に続いて 2 施設目となり、全国でも数例しかない太陽光と消化ガスによるダブル発電事業となります。

本事業は、市が浄化センター内に発電機を設置する事業者が消化ガスを売却し、ガス売却料と土地使用料で収益を得て、その収益を下水道施設の維持管理費に充当するものです。発電事業者は、購入したガスを使い発電設備により発電し、発電した電力を電気事業者に売却することで収入を得る仕組みになっています。予定発電量は年間約 140 万 kWh で、約 390 世帯が 1 年に使う電力量に相当します。

【資料：下水道課】



発電設備